

中小企業振興条例研究（第1回）

平成23年5月25日（水）、環びわ湖大学・地域コンソーシアム事務所にて立命館大学と滋賀県との連携による「中小企業振興条例研究」の第1回を開催しました。

当共同研究会のテーマを「中小企業振興条例の制定とその効果」として、定例的に研究会を開催することとしています。

第1回はキックオフステージとして、滋賀県から中小企業振興条例研究について報告を行い、続いて共同研究担当教官である立命館大学経営学部の肥塚浩教授から講演をしていただきました。

滋賀県側の報告として、『なぜ、中小企業振興条例か ～他府県の条例からみる条例の意義と滋賀県の目指すもの～』と題して、滋賀県が中小企業振興条例の制定を目指すこととなった経過や他の自治体の条例の項目比較等について説明しました。

条例に対する現時点での考え方として、「まずは、中小企業者をはじめとする関係者、機関、団体等と意見交換等を行うとともに、実態調査や企業訪問などを行い、課題や方向性等を整理すること、こうしたプロセスを経て、中小企業振興の基本的なあり方をまとめ、『①どういった条例にするのか』、『②どういう内容を盛り込むべきか』などを詰めていく。」こととしています。

そして、肥塚教授からは、「中小企業政策について ―中小企業振興条例と関わって―」と題して、今日、なぜ、中小企業振興条例について議論がされているのかを理解するため、これまでの日本の中小企業の発展・変化過程、また、中小企業・中小企業経営をめぐる論点等について、中小企業研究者の論文も紹介しながら説明をしていただきました。

また、肥塚教授は「地域中小企業政策的な視点と地域産業政策的な視点をきちんと切り分けながら、どう関連づけていくのか、滋賀県としてどういうふう考えていくかは大変重要な論点であろう。」「地域経営的視点として、行政の視点から、地域全体の経済活動全体をにらみながら、地域をどう経営していくのかを重要な視点として考えておく必要がある。単に経済活動、企業の活動だけではなく、もう少し広がりを持った、地域の再生やまちづくり、活性化まで含めて、中小企業振興を考えるのか、どこまで考えるのかを見ておく必要がある。」と、中小企業振興条例をめぐる論点を挙げられました。



〈肥塚 浩 教授〉



〈研究会の様子〉